

Houjin



いせさき法人会報

2023.1.1 №286



主な記事

- 年頭あいさつ 2・3
- 税の作文コンクール法人会長賞 5
- 令和5年度税制改正に関する提言（要約）..... 6～9
- 人物往来 11
- 行政情報 12～14
- 税に関する絵はがきコンクール入賞作品 ... 16・17
- 青年部会・女性部会 19～21
- 行事予定・コラム 24

あけましておめでとうございます。

今年は、卯年（癸卯）です。昭和38年生まれの方は、今年還暦を迎えます。誠におめでとうございます。

12年前の卯年は未だ記憶に新しい東日本大震災の年でした。震災後の復興は道半ばではありますが、一日も早い復興を願い、平和で希望ある年にしたいものです。飛び跳ねる兔のように皆様には飛躍の年になりますよう祈念申し上げます。
(文：事務局)



一般社団法人

伊勢崎法人会

tel 0270-23-8453 fax 0270-23-4891
e-mail houjin84@eos.ocn.ne.jp



年頭御挨拶

一般社団法人 伊勢崎法人会 会長 栗原 俊 夫

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、心新たに輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染拡大は4年目となり、ワクチン接種も4回・5回と行われ感染状況も多少落ち着きを取り戻しつつありますが、まだまだ油断できる状況ではありません。暫くは感染対策に気を配っていく必要があります。

また、昨年はロシアによるウクライナ侵攻で戦争が始まり原油、ガス、穀物等の価格の上昇、そして、外国の利上げによる為替の円安が重なり、輸入品の値段が異常なほどの高値となり、電気、ガス、食品等を含め全般的に価格の上昇が続いております。

さて、本会としてもコロナ感染の影響で活動を控えて来ましたが、昨年からの状況を見ながらですが、活動を再開しました。

このような中、今年は「法人会全国大会群馬大会」が10月18日(水)に高崎芸術劇場で開催されます。

本会役員、青年部会及び女性部会の皆さんには大変お世話になりますがよろしくお願いいたします。

また、昨年の会員増強では、会員各位のご協力をいただき増強目標の達成が出来ました。改めて会員の皆様のご尽力に感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

さらに、今年の本会の取組みとして、青年部会及び女性部会による税に関する啓発活動及び会員増強、特得サービス事業等について会員皆様のご協力をいただきながら盛り上げていきたいと考えております。また、本年10月から消費税のインボイス制度が実施されます。特に、取引先との確認を行っていただくようお願いいたします。

結びに、物価上昇の続く非常に厳しい現状にはありますが、会員企業並びに関係者の皆様の益々のご繁栄とご多幸を祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のあいさつ

伊勢崎税務署長 坪谷 藤 之

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人伊勢崎法人会の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、昨年中は税務行政の円滑な運営に対し、栗原会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様から格別のご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者をめざす者の団体」として、「e-Tax」の利用促進や「インボイス制度」の周知・広報並びに各種研修会や説明会の開催など、活発な活動を展開されておられます。また、児童・生徒に対する「租税教室」において数多くの講師を務めていただいたほか、「税に関する絵はがきコンクール」の開催など、租税教育活動にも積極的に取り組んでいただき感謝申し上げます。加えて、本町通りにおける「花いっぱい運動」の活動など、地域の環境整備にも取り組まれていることに深く敬意を表します。

さて、本年10月1日から消費税の「インボイス制度」が導入されます。国税庁では本制度の円滑な開始に向けた周知・広報を推進しておりますが、制度開始時にインボイス発行事業者となるための登録申請書の提出期限が3月末となっております。「インボイス制度」は、売手・買手双方で準備が必要な制度であり、準備には相応の時間を要することが見込まれますので、早目のご準備をお願いいたします。

まもなく、所得税等の確定申告が始まります。本年も「伊勢崎市文化会館3階」を申告相談会場として、2月16日から3月15日までの間申告相談等を実施いたします。昨年と同様入場整理券方式により混雑緩和を図って参りますが、申告に当たっては、税務署への持参や郵送が不要な「e-Tax」とりわけ「スマホ申告」をご利用ください。今年から「青色申告決算書」や「収支内訳書」がスマホ画面で作成可能になりました。また、給与所得の源泉徴収票を「カメラ機能」で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映させることもできます。「e-Tax」や「スマホ申告」を行えば、入力情報は翌年に引き継がれますので、ぜひご利用ください。

さらに、昨年12月より、納付手段の一つとして「スマホアプリ納付」が開始されました。これは、スマホ決済専用のWebサイトから「pay払い」(〇〇ペイ)を選択して納付する手続きです。納付手段が増えさらに便利になりましたので、こちらもぜひご利用ください。

本年は、「卯年」です。

マイナンバー制度のキャラクター「マイナちゃん」は、「白うさぎ」の妖精だそうです。うさぎ年の本年、「マイナちゃん」の更なる活躍によりマイナンバーカードの普及が促進されますことを、また、「兎の登り坂」とも言いますが、厳しい社会情勢におきましても、物事が「ぴょんぴょん拍子」に進む飛躍の年になることを期待しております。

結びになりますが、一般社団法人伊勢崎法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



明けましておめでとうございます 本年もどうぞよろしくお願い申し上げます



伊勢崎税務署									
署長									
法人課税第一部門統括国税調査官									
法人課税第二部門統括国税調査官									
法人課税第一部門総括上席国税調査官									
(一社)伊勢崎法人会									
顧問									
会長									
副会長									
青年部会長									
女性部会長									
外役職員一同									
坪谷 藤之									
富田 裕二									
石川 毅									
中塚 省兵									
山崎 泰男									
栗原 俊夫									
長谷川 淳一									
北原 康男									
神澤 秀明									
岡部 洋行									
橋本 公章									
下田 雅樹									
赤石 光裕									
杉原 みち子									

広報委員会

委員長														
副委員長														
委員														
岡部 洋行	高木 政幸	藤田 良一	榎田 喜市	柏井 文秀	橋本 利春	島田 省三	中島 俊美	三上 昌樹	大竹 義文	田島 正之	宇都木 定利	狩野 淳司	斎藤 誠一	田中 信幸
吉田 励	天田 誉哉	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	根岸 さゆり	松澤 和子	泉 宏彰	橋本 千加子	小谷 野栄子					

令和4年度税を考える週間の事業として伊勢崎税務署外2団体により税務功労者に対し、令和2年度・3年度と2年続いてコロナ禍の影響で個別に賞状の伝達が行われましたが、今年度は、3年ぶりに納税表彰式がプラザアリアを会場に行われました。ここに一般社団法人伊勢崎法人会関係の受賞者をご紹介します。誠におめでとうございます。

伊勢崎税務署長表彰



理事 吉田 励 様

伊勢崎行政県税事務所長表彰



理事 川端 博 様

税についての作文

伊勢崎佐波納税貯蓄組合総連合会及び国税庁並びに群馬県が募集しました中学生及び高校生の「税についての作文」は、当管轄下の中学校14校から1,888編、高等学校4校から748編もの応募があり、審査の結果、伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校3年佐藤絢菜さん並びに群馬県立伊勢崎高等学校1年酒井大地さんが一般社団法人伊勢崎法人会長賞を受賞しましたので、その受賞作品をご紹介します。なお、掲載については、原文を優先しています。

《一般社団法人 伊勢崎法人会長賞》



**税を知ること
「税金についてどう思う？」**
伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校 3年
佐藤 絢菜さん

税の作文を書くにあたってヒントになればと軽く聞いた私に、母は、「税金があるから私たちは安心して暮らしていけるんだよ。」と言った。そして、「でも、本当の意味でそれが実感できたのは、ここ数年だけだね。」と。五十半ばを過ぎた母が今更ながらに税金の恩恵を感じるとはどういうことだろう。

今、私たちは税金について学んでいる。それによって、教育のみならず、私たちが安全に、安心して暮らしていけるように様々な事業やサービスに税金が使われていることを知った。ならば、母だって学生時代に税金について多く学んできたはずだ。なのに、なぜ？

詳しく聞いてみると、学生の時は自分で税金を払っていたわけではないので、テストのための勉強位にしか思っていなかったそう。社会人になってからは、税金の使われ方よりも『義務だから仕方なく』という思いの方が強かったらしい。それが、数年前に祖父を亡くし、一人になった祖母に介護が必要となった時、改めて税の大切さとありがたさを知ったそう。警察官だった祖父が残してくれた遺族年金と祖母個人の年金で老人一人で生活するには十分なお金が国から支給される。ケガをし、介護が必要となった今では多くの公的サービスに助けられているという。週2回のリハビリ施設では、送迎はもちろん、入浴から食事まで全一割の負担で利用でき、何より片道一時間かかる祖母の家に通う母には、この二日間が安心して祖母を預けられる唯一の時間なのだそう。こういったサービスは、介護を受ける側だけでなく、介護をする側にも多くの利益をもたらしてくれるのだ。たくさんの人を支えてくれる社会保障は、全て国民一人ひとりが納める税金によって賄われている。もし「税金」が無かったら、母の負担は大きくなり、毎日お弁当作り、私たち家族の生活を支えてくれる母も倒れてしまうかもしれないと思うとゾッとした。同時に、母が最初に言った「税金があるから安心して暮らせる。」という言葉の意味が自分のこととして実感することができた。少子高齢化に向かっている現在、母の学生時代とは「税」に対する考え方も変わってきているのかもしれないが、より真剣に、身近に、「税」というものに関わっていかなければならないと改めて思う。

今、私たちが受けている「税金」の恩恵を次の世代にも引き継いでいけるように、日々感謝の気持ちを忘れず、社会人になっても「税金を払えること」への誇りを持って生きていきたいと思う。そして、皆が豊かで安心して暮らせる優しい社会になって欲しい。



生活の「基盤」
群馬県立伊勢崎高等学校 1年
酒井 大地さん

税金という言葉聞いてどのようなイメージを受けるだろうか。また、税金の意義とは何か考えたことはあるだろうか。私は税金という言葉に、堅苦しい、無駄なものというイメージを持っていた。しかし、自分自身の経験により、税金の本質を理解することができ今では社会にとって絶対に必要なものというイメージに変化した。

私が体験した一つ目の事例は、祖父母の年金のことだ。現在七十歳を超え、仕事も定年退職をしている。しかし、毎日生活も賄うことができ、病院にも気軽にいくことができる。そんな祖父母はいつも会ったときこんなことを言う。「もし税金がなかったらこんなに良い生活は送れていなかった。病院だって高くて行くことはできない。」私はこの言葉を初めに聞いたときハッとした。それまでは自分は、年金や医療費など含む社会保障は国の歳出の三分の一を占めており、もっと削減するべきだと考えていた。しかし、祖父母の言葉を聞いて、社会保障を受ける側の考えを知ることができた。確かに、税金は社会保障を支えるために高くなっている。しかし今では、高齢者に限らず日本国民一人一人の幸せを実現・維持するためには大切であると考えている。

二つ目の事例は自分自身の教育費のことである。私は最近私の小、中、高校の税金の教育負担はどのくらいか学んだ。小学校の六年間では約六百万円、中学校三年間で約三百万円、これからの高校生活でも約三百万円も負担される。そう考えると、高校を卒業するまでの十二年間でおよそ千二百万円も、税金から負担されている。私は、教育費がこれほど多く負担されているとは思ってもなかった。加えて私には兄弟が二人いる。もし税金がなかったら、三人分の教育費を私の家がすべて負担することはできないと考える。もし税金がなかったら、もちろん私は充実した学校生活を送り、しっかりとした知識も得ることができなかっただろう。

この二つの事例以外にも、私たちの周りは税金で支えられている場面が多くある。町が安全で平和なもの、道路がきれいに整備されているのも全て税金が支柱となっている。

このような事柄から私は、税金の本質を見抜くことができた。税金とは、私たちの日常を支えている言わば生活の「基盤」である。税金という制度が失くなってしまえば、私たちの日常は一瞬にして崩れる。私たちのこのかけがえのない大切な毎日を守るために税金は欠かすことのできない。そのような事を理解した上でこれからの生活、税金と向き合っていく必要がある。

令和5年度税制改正に関する提言

(要約)

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

＜基本的な課題＞

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- ・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1)コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀

が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
 - ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
 - (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
 - (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
 - (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
- また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進す

るためには安定財源を確保する必要がある。

- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。
- (1)法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも

- 1, 600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。
- (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3)中小企業等の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
①猶予制度ではなく免除制度に改める。
②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1)令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。
- ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最

も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

- ・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1)役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

- (1)所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - 各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - ③個人住民税の均等割
 - 地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- (2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1)現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2)制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。
 - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - ②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1)固定資産税の抜本的見直し
 - 令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
 - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2)事業所税の廃止
 - 市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3)超過課税
 - 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4)法定外目的税
 - 法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1)配当に対する二重課税の見直し
- (2)森林環境税
 - 令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。
- (3)電子申告
 - 以上



佐俣紙器（株）
佐俣 嘉康さん



『いつかは代替品が出てくるだろう』と言われ続けてはいますが、同様の木箱やプラスチックコンテナに比べて、圧倒的に軽く、製造コストが安く、折りたたんで運べ、すぐに組み立てることができる利便性、しかもリサイクル性に富んでいます。段ボールは、物流になくてはならない包装素材だと思います。トラックに商品を積むにしても、倉庫に商品を保管するにしても、商品を運ぶ際には、必ず段ボールが必要になってきます。今後も、お客様のニーズに寄り添った製品を製造し納品できるように社員一同努めていければと思います。

Shining person

佐俣紙器株式会社は伊勢崎市今井町にある段ボール製造業の会社です。現在、従業員は15名程で、1965年に設立されました。

主な仕事内容としては、主力である段ボール箱の製造販売の他、化粧箱などの段ボール以外の紙製品の梱包資材の販売や発泡スチロール製品などの緩衝材等を取り扱っております。地元の伊勢崎市の他、群馬県南部が主な納品エリアとなり地域に根差した地元密着型の企業となります。

偏に段ボール箱と言っても形は様々で、よく使われるみかん箱型と言われる形。梱包する際にガムテープなどを必要とせず差込口があり箱を広げた際に底が自動で組みあがるワンタッチタイプと言われる形。お歳暮などのギフトボックスなどで使われるかぶせ蓋のある形などその他にもいくつかの種類があります。また、段ボール箱のサイズに関してもよく配送用で使われる表記がありますが、基本的にはお客様に合わせたオーダーメイドで作成が可能となっており、1mm単位から希望のサイズの段ボール箱の製造が出来ます。形、サイズ共にお客様のニーズに合わせた商品を製造し販売させていただいております。

2023〈令和5年〉 税務カレンダー

1月

- 12月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 納期特例の適用を受けた7月～12月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 11月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 11月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 5月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
- 2月末決算法人(年3回の場合)
- 5月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 8月末決算法人(年3回の場合)

1月10日(火)まで

1月20日(金)まで

1月31日(火)まで

1月31日(火)まで

1月31日(火)まで

1月31日(火)まで

2月

- 1月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 12月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 12月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 6月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
- 3月末決算法人(年3回の場合)
- 6月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 9月末決算法人(年3回の場合)

2月10日(金)まで

2月28日(火)まで

2月28日(火)まで

2月28日(火)まで

2月28日(火)まで

3月

- 2月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 1月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 1月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 7月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
- 4月末決算法人(年3回の場合)
- 7月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 10月末決算法人(年3回の場合)

3月10日(金)まで

3月31日(金)まで

3月31日(金)まで

3月31日(金)まで

3月31日(金)まで

人物往来



AIG損害保険株式会社 群馬支店

【住所】前橋市南町3丁目9-5

【TEL】027-223-5771

支店長 山下 和彦

新年あけましておめでとうございます。

2022年9月1日に群馬支店長として着任しました。伊勢崎法人会会員の皆さまには、平素から当社の代理店・社員が大変お世話になっております。誠にありがとうございます。今年は「第39回法人会全国大会 群馬大会」が10月18日水曜日に開催されます。会員企業の皆さまと一緒に全国に群馬県の魅力と素晴らしさをお伝えする為に弊社社員/代理店と頑張りたいと思いますので、何卒宜しくお願い致します。

AIG損害保険は、会員企業の皆さまに対して様々なリスクに備える保険提案だけでなく、事故が発生する前の予防などを提案させていただいております。例えば、交通事故などの安全教育を支援する様々な視聴覚教材を用意して交通安全や労働安全だけでなく労務リスクにかかわる情報提供を積極的に実施しています。また、近年の気候変化などにより、大きな広域災害が頻繁に発生しています。特に豪雨・台風関連の被害は毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしています。地震や雹災・豪雪・竜巻なども思いもかけぬ地域で発生していますが、災害のハザードマップとして、地震のJ-SHIS等の情報提供から企業の安全・従業員やそのご家族安全のために日ごろの備えとして地域のハザードを把握する情報提供を実施しています。企業において災害発生時の事業継続資金がどのくらい必要なのか、その概算金額を「見える化」する、企業のBCP(事業継続計画)対策を支援するツール提供からの企業向け地震保険の提案など、会員企業の皆さまへ事業継続などの相談や取組の情報提供や中小企業強靱化取組として「経済産業省の【事業継続力強化計画認定制度】をサポートし、会員企業様の皆さんに大変喜ばれる取組も実施しています。

最後になりますが、伊勢崎法人会の会員企業の皆さまの益々のご繁栄とご健勝を心より祈念申し上げます。



足利銀行 伊勢崎支店

【住所】伊勢崎市本町1丁目15

【TEL】0270-24-2105

支店長 今野 貴弘

はじめまして、4月の人事異動により、足利銀行 伊勢崎支店に着任しました。出身は館林市です。同じ群馬県でありながら、伊勢崎については、上毛かるたの「銘仙織りなす伊勢崎市」しか知らないような状況で、伊勢崎支店の異動を知った時には、伊勢崎市で思い浮かべることが出来ることはほとんどありませんでした。しかしながら、伊勢崎支店に勤務したことのある上司、先輩、同僚には伊勢崎は非常に人も優しく、良いお店であるとの評判を聞き、楽しみに赴任いたしました。伊勢崎に来てみて感じたことは、前評判で聞いていた取引先をはじめとする地域の皆様の温かさはもちろんのこと、ポテンシャルの高い都市だということです。20万人を越える人口、前橋、高崎、太田などの県内主要都市や埼玉県とのアクセスの良さ、北関東自動車道、両毛線、東武伊勢崎線の交通網の発達、自動車関連をはじめとする製造業、物流、農業などバランスの取れた産業構造など、成長、発展に必要な要素を兼ね備えていると思います。ポテンシャルを感じる一方で、私自身、伊勢崎と言えば〇〇〇というものがまだ見つかっていません。伊勢崎を知らない、来たことのない知人や取引先に、自分なりに伊勢崎を自慢できるモノやコトを在任中に探していきたいと思いますので、是非、皆様の伊勢崎自慢を教えていただければと思います。

私自身のモットーは、「頼まれごとは試されごと」です。銀行は取引先の皆様と課題を共有し、解決に向けて伴走させていただくことが最大のミッションです。皆様から足利銀行にご依頼いただいたことについては、全力でお応えできるよう取り組んで参ります。

最後になりますが、足利銀行 伊勢崎支店は支店開設101年を過ぎました。100年の長きに渡り、皆様にご愛顧いただいていることに感謝申し上げます。当店では開設当時の写真や街並みをロビーに常設しておりますので、機会があればお立ち寄りください。

臂市長・新藤議長へ

「令和5年度税制改正に関する提言」活動

令和4年11月22日(火) 午後3時30分から栗原会長、神澤副会長及び下田副会長の3名が、臂 泰雄市長と新藤 靖市議会議長を訪問し、「令和5年度税制改正に関する提言」活動を行いました。これは、全法連や各单位会活動の一環で毎年、地元国会議員、首長及び議長に提言書を提出するものであります。(要約は、本紙面P6～P9参照)



栗原会長(中央)から臂市長へ



栗原会長(中央)から新藤議長へ

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

国税の納付は

スマホで
スマートに

6つのPay 払い（〇〇ペイ）から
納付手続きが行えます！

PayPay d払い au PAY
LINE Pay Pay amazon pay



令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ 事前手続き不要！

✓ いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay 払い（〇〇ペイ）
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用できない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
※ 利用する Pay 払い（〇〇ペイ）で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

R4.11

国税庁



自動車税(種別割)のお知らせ

◆4月1日の所有者に課税されます

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税(種別割)が課税されます。
(売主が割賦販売等で所有権を留保している場合は、買主である使用者に課税されます。)

◆自動車の名義変更・住所変更は3月31日までをお願いします

自動車税(種別割)は4月1日現在の車検証上の情報をもとに課税されます。
お使いだった車を下取りに出した場合、お引っ越しされた場合などは、
車検証も必ず変更してください。

納税は口座振替が安心・便利・確実

●複数所有の車も、一括振替します！

・自動車を複数台お持ちの場合、一回のお手続きで同一名義の自動車すべてを口座振替に
できます。振替日は納期限(5月末日)(納期限が土日の場合、後ろにずれます)

●自動車買換でも振替は継続します！

・所有者のご住所・ご氏名に変更がなければ、自動車を買換えても、そのまま口座振替
が継続されます。

申込はがき配布場所

- ◎行政県税事務所 ◎自動車税事務所
- ◎市町村 ◎各金融機関窓口(ゆうちょ銀行除く)など

※申込はがきは郵送でもお送りします。お気軽にご連絡ください。

お申込みは、専用の申込はがきに必要事項を記入し、
郵便ポストに投函してください。

次の納税(5月末)から
ご利用する場合
2月末<必着>



群馬県税務課
口座振替HP

個人の事業税についても、口座振替が可能です。
併せてご検討ください。

◎問い合わせ先

- ◇伊勢崎行政県税事務所 TEL 0270-24-4350
- ◇群馬県自動車税事務所 TEL 027-263-4343

伊勢崎法人会の2022年を写真で振り返る

2022年(令和4年)は、3年連続のコロナ禍での新年の幕開けとなりました。2月には北京冬季五輪で勇気と感動に浸りながらも、24日には、ロシア軍のウクライナ侵攻で世界中に衝撃が走りました。また、参議院選挙戦の終盤に発生した安倍元首相の銃撃事件。記録的な猛暑。伊勢崎市では、6月25日に40.2度を記録するなど一段と地球温暖化が懸念されます。そのような中ですが、本会が2022年に行った事業を写真で振り返ってみましょう。



租税教室

講師：奥村 聡さん

(R4.1.27 宮郷小)



広瀬川クリーンの集い

(R4.4.2 図書館下広瀬川河川敷)



女性フォーラム

(R4.4.14 ツインメッセ静岡)



女性部会総会

(R4.5.12 プラザ・アリア)



決算期別説明会

講師：伊勢崎税務署 岡本総括

(R4.5.16)



青年部会総会

(R4.5.18 ニューいづみ)



令和4年度通常総会

(R4.5.26 プラザアリア)



第70回親睦ゴルフコンペ

(R4.6.6 玉村ゴルフ場)



花いっぱい運動

(R4.6.21 市内本町からくり時計下)



ランチタイム研修

(R4.7.10 前橋 白井屋ホテル)



決算期別説明会

講師：伊勢崎税務署 中塚総括

(R4.10.6)



玉村支部研修

(R4.11.10 日光方面)



玉村町産業祭

(R4.11.20 玉村町役場周辺)



絵はがきコンクール表彰式

(R4.11.24 メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎)



全国青年の集い

(R4.11.25 沖縄アリーナ)

令和4年度

税に関する 絵はがきコンクール

令和4年度税に関する絵はがきコンクールは、伊勢崎税務署管内の小学校20校(伊勢崎市19校、玉村町1校)から1,087点の応募がありました。10月中旬までに伊勢崎税務署長をはじめ関係職員並びに伊勢崎法人会役員が作品の審査を行い、優秀作品36点を選定。11月24日(木)金賞以上の16点の受賞者を対象に表彰式を行いました。ここに、優秀作品をご紹介します。



税務署長賞



法人会長賞



伊勢崎市教育長賞



玉村町教育長賞



境采女小 小林 望愛さん



あずま南小 鈴木 晴美さん



北第二小 大賀 さつきさん



玉村南小 和田 結香さん



女性部会長賞



赤堀南小 針田 莉央さん



審査の様子



青年部会長賞



境小 小沼 日桜里さん

金賞



北小 根岸 桜さん



三郷小 根岸 咲和さん



赤堀南小 切明畑 結葵さん



あずま南小 鈴木 華恋さん



宮二小 真下 七虹さん



赤堀小 園田 果苑さん



あずま南小 関口 璃紅さん



境小 栗原 佳音さん



玉村南小 小林 結衣さん



玉村南小 原 柚希さん

銀賞



北小 高石 桃歌さん



南小 宮島 妃那さん



茂呂小 小林 花楓さん



三郷小 松原 葉奈さん



赤堀南小 高坂 朋矢さん



あずま北小 根岸 希歩夢さん



あずま北小 齋藤 美咲さん



境采女小 柿沼 杏奈さん



名和小 赤石 心優さん



名和小 佐藤 美月さん



豊受小 小原 芽依さん



赤堀南小 中林 蒼偉さん



赤堀東小 永田 梓さん



あずま南小 高橋 美結さん



境小 小泉 奏良さん



境小 今野 真優さん



境小 田島 来望さん



境剛志小 筑摩 小葉々さん



境剛志小 半田 慧さん

法人会全国大会千葉大会

10月13日8時15分伊勢崎商工会議所集合。今回は桐生法人会がチャーターしたバスにて、直行の長谷川副会長、赤石部会長を除き11時10分に県連が準備した東京ベイ幕張ホールへ到着しました。昼食後、次年度開催の群馬大会のPRのリハーサル後、大会会場へ移動しました。

14:00 記念講演
キャスター・ジャーナリスト 安藤優子氏
演題「女性がテレビで働くということ」
【アシスタント時代、金丸信、中曽根康弘の取材体験等を講演された】

15:20 式典 全法連小林会長、千葉県連花島会長の主催者挨拶。阪田国税庁長官、熊谷千葉県知事、神谷千葉市長等から来賓祝辞をいただき、表彰、税制改正提言報告、租税教育活動報告、大会宣言に続き群馬大会のPRを行い式典が終了しました。

17:30 懇親会
懇親会終了後、再び群馬大会のPRを兼ねて大会参加者をお見送りしました。
バスにて帰路、21:15伊勢崎商工会議所到着



役員視察研修

ひろしま美術館・大和ミュージアム・
てつのくじら館・雅(広島焼)
広島プリンスホテル・大原美術館・旧閑谷学校

10月19日(水)～20日(木)本庄早稲田駅7:03発、広島駅12:03着。市電(オシャレなデザイン)で、ひろしま美術館へ。ひろしま美術館は、昭和53年に広島銀行100周年の記念事業として“愛とやすらぎのために”構想に10数年かけて開館しました。原爆犠牲者への鎮魂の祈りと平和への願いが込められています。本館は原爆ドームをイメージしたドーム型、周囲には水が張り巡らされて被爆者たちの「水を!水を!」に応えた配慮だそうです。

広島銀行頭取がヨーロッパへ自ら出掛け選ばれた当時の最高傑作約90点を美術史の流れに沿って展示しています。余りにも資金を投入したため旧大蔵省よりおとがめがあったとのこと。3度目ですが深閑とした気配はまさに鎮魂です。

高速バスで呉駅へ。大和ミュージアム(正式には「呉市海事歴史科学館」)

全長26.3メートルもある10分の1スケールの戦艦「大和」は、圧巻です。たまたま8月5日(金)午前4時のラジオ深夜便から大和ミュージアム館長戸高一茂氏の凄い話が流れてきて、釘付けになりました。

- ・真昼間に出航、片道の燃料のみ
- ・沖縄への特攻と命を受け、現地に向かう途中、航空部隊



大和ミュージアムにて

の総攻撃を受け撃沈される。

- ・世界一の戦艦を造りながら悲劇を生んだ。(技術は、人間を幸せにもするし、不幸にもする)
- ・努力と失敗の歴史を伝える使命がある。
- ・戦争は絶対にあってはならぬこと。
- ・明治維新から60年で世界一の戦艦を造れるほどの努力をした日本人の素晴らしさを伝承したい。
- ・戦争を知らない世代になり、伝えていく義務がある。

企画展として、「海軍を描いた作家、阿川弘之・吉田満・吉村昭」を拝見する幸運に恵まれました。戦争の記憶が薄れていく時代に、ひとつの貴重な“語り部”となる戦争文学。軍隊経験の証言者たちへ取材を重ね、物語に昇華することで次の世代へ伝えようとした作家がいました。

記憶が蘇り、足が止まりました。

夕食は、「みっちゃん総本家(雅)」で広島焼。お洒落なフルコース(飲み放題)、リーズナブルで素敵なインテリアは最高!絶対お勧めです。

宿泊は、270°海に囲まれた絶景の広島プリンスホテル。村上春樹の「女のいない男達」を映画化した「ドライブマイカー」のロケ地となったワンダフルホテル。

2日目は、ホテルからバスで1時間半の大原美術館へ。多くの観光客に、かつての趣は希薄。美観地区は、うけを狙った店、店…であふれていました。

美観地区をあとにし、1時間強のバス移動で旧閑谷学校へ。ここも3度目の来訪です。そもそも旧閑谷学校を知ったのは、かつて伊勢崎税務署長野島透氏の著作「小説 山田方谷の夢」でした。初代から直系6代目のご本人は、山田方谷を大河ドラマに取り上げるべく奔走されておられました。初回は女性部会の研修で来訪。その地の“気”の強さは、衝撃的で今も鮮明に記憶に残っています。



旧閑谷学校講堂

池田光政によって創建された世界最古の庶民のための公立学校です。講堂(国宝)の拭き漆の床は生徒たちによってピカピカに磨き込まれ、鏡のように光を反射し、今も正座で論語(学ぶ心・礼節の本源)を朗誦する声が響いています。765メートルにも及ぶ石堀(300年前)や神々しい雰囲気400本ものやぶ椿が植えられた椿山もパワースポット。歴訪したい場所のひとつです。ちなみに「大政奉還」の建自書の起草者は山田方谷です。その業績は、財政、民政、教育、軍事など多岐にわたり、この人物に師事して重責を全うした人々には、いつの世も夢を持ち、寸暇を惜しんで学び、身を粉にして働く、そしてそれが楽しいと思う心境まで到達すると人は皆、天才であると感じました。“言うは易し、行ふは難し”です。

(研修委員会副委員長 杉原みち子)



大原美術館にて

女性部会

第94回ウオッチ・ザ議会

9月7日(水)午後の一般質問は、午後1時25分スタート

●緊急輸送道路の整備について

主要地方道前橋館林線は、平成30年3月、県の緊急輸送道路ネットワーク計画で第一次緊急輸送道路に指定。このうち「ぐんま・県土整備プラン2020」において、東本町地内の一部区間の電線共同溝整備事業が令和6年度までに着手される。

●人口減少社会での公営住宅の役割について

住宅セーフティネットとしての重要な機能有している。過不足がないよう的確な供給に努めながら入居者の高齢化等に配慮した施策を推進していく。

●学校給食の循環型システムについて

給食残渣の量は1日平均約1,400キログラム、年間約280トン。今後も市内の協力事業者の調査や堆肥の利用に係る課題の把握など研究を続ける。また、給食残渣を減らすため食育指導を継続して行う。

●熱中症予防について

一部の市有施設を熱中症予防シェルターとした。また、庁内関係部署の連携による効果的な対策のために情報共有を図っている。

●学校体育館等市立運動施設への空調設備導入について

・体育館等への空調設備設置については、施設の選定や財源等を含め検討する。

・避難の在り方についても知人宅を避難先とする分散避難を呼び掛けていく。

・学校体育館への空調設備の設置は、建物の改築時に方式や効果などの調査研究をすすめる。

●高齢者の带状疱疹予防ワクチン接種への費用助成について

令和4年度8月現在、全国で37団体が助成している。接種体制確保の観点を検討し、費用助成について前向きに検討する。

●一般廃棄物の処理について

令和3年度の一人1日当たりのゴミ排出量は、954グラムで目標値の919グラムより多い。ゴミ減量化や再資源化推進のためアプリによる情報発信や市職員の出前講座などに取り組み、ゴミの分別やリサイクルの周知を図っている。また、ゴミの不法投棄については、環境指導員が巡回パトロールを実施している。

●処理場の今後について

焼却施設は、平成28年度までに基幹的設備改良工事が完了し、耐用期間は令和13年度まで、また、最終処分場は、令和元年度までに第4期最終処分場の整備が完了し、計画埋立期間は令和16年度までとしている。

●オートレース事業について(伊勢崎市への貢献度)

オートレース事業会計から一般会計への繰出金は、令和2年度が1億円。令和3年度が3億円。今後も繰り出しができるよう効率的な事業運営を図っていく。

青年部会 MOVE 動き

●波志江スマートIC周辺開発について

伊勢崎農業振興地域整備計画との調整の下、北関東自動車道による広域的な利便性を生かし、工業系土地利用を誘導する土地利用検討地として位置づけている。

●学童保育について

・本年4月1日現在、施設数70、定員3,477人、登録人数2,901人で充足していることから待機児童は発生していない。

・月額利用料は、1万円から1万2千円の設定が多く、公設、民設で大きな差はない。

女性部会

第42回花いっぱい運動(社会貢献活動)

11月29日(火)午前8時、からくり時計下集合。

前回は、福島社長が体調を崩されていたりっしやいませでしたが、今回は元気な若々しいお姿で現れて、ホッとしました。幾日前から花が片付けられ、整地されて、低木は一部を残し刈込済であったため植栽に集中。プロが描く設計図はキレイがあり流石です。大・中・小の葉ボタンとパンジー、ビオラを彩りよくカーブを描き、目・眉を表現し、目玉は、葉ボタンで高低差をつけ、県代表でイギリスの博覧会に参加された感性が素晴らしく生かされています。23年間続けていますが、今回は特に楽しい作業となった2時間、花の魅力に酔いしれました。寒い中、参加された皆様に感謝申し上げます。初市の折には、是非眺めてください。見ていただくだけで嬉しいです。

(女性部会長 杉原みち子)



女性部会 視察研修

東寺・京料理「いそべ」・京都市京セラ美術館・雄琴温泉(湯元館)・ラ コリーナ近江八幡・醍醐寺・稲盛ライブラリー

10月2日(日)～3日(月)JR伊勢崎駅5:34発 京都駅10:12着。

東寺に直行。講堂(立体曼荼羅)、国宝「金堂」や五重塔が有名ですが、外に国宝「大師像」(御影堂)と観智院が必見。国宝「大師像」のご開帳は6時～7時と毎月21日6時～17時です。観智院の客殿と宋代彫刻「五大虚空蔵菩薩像」は、国宝。同行二人が感じられる静謐な空気に包まれます。昼食の湯葉「いそべ」は、事務局の高木さんが旅のブログで探してくださいました。いそべの文字は堂本印象画伯が「いそべ」のために富士山を模った画文字。食べなきゃ損。早速リピーターです。

京都市京セラ美術館は、昭和天皇の即位を記念して建てられた公立美術館として日本で最も古い建物です。美術家で建築家の青木淳氏が館長に就任され、運よく「アンディー・ウォーホル・キョウト」展において、門外不出の「三つのマリリン」や大型「最後の晩餐」を含む200点ものエネルギーを浴びた。多くの美術館が来館者の激減に苦しんでいるというのにチケットも鑑賞時間も全て予約。矢野さんにローソンで手配していただき、長い列を横目にスイスイ。入場制限をしながらもミュージアムショップには若者たちが列を組みガングラン求めています。

宿泊は、3回目の雄琴温泉「湯元館」。会長が出迎えてくださり(翌日はヨーロッパ視察とのこと)リピーターと盛和塾生対応。その上、フロントで予約金額を調べ、振り込んであるにも関わらず差額を返却してくださいました。ビックリです。その経営姿勢からの献立は見事にレベルアップ。どれほどコロナ禍で努力され、考えられたかが伝わってくる素晴らしい内容でした。一番心に残ったのは地元食材を育てていらっしゃる方々の名前がメニューに記載されていて、その方々への愛情と感謝に熱くなりました。ご飯は部屋で釜炊き。翌日は、ラ コリーナ近江八幡。琵琶湖大橋を渡り約1時間。朝一番乗りで中はガラガラでしたが、帰るころにはカフェもバウムクーヘン売場も長蛇の列。不便なはずの「ラ コリーナ近江八幡」に年間300万人近くが訪れる秘密とは?…山本昌仁氏、1969年創業家の10代目として生まれ、19歳から10年間和菓子作り修業。25歳で全国菓子大博覧会において「名誉総裁工芸文化賞」を最年少で受賞。現在「た

ねや」4代目。詳細は、講談社現代新書『近江商人の哲学「たねや」に学ぶ商いの基本』をどうぞ。

ラ コリーナ近江八幡の設計は、国内外で著名な、人格・発想(自然を生かす)、デザインなどを含めて哲学に裏付けられた建築家藤森照信氏。藤森氏の最高傑作との呼び名も高い建物です。



ラ コリーナ近江八幡

10,000円以上は送料無料。さすが「先義後利」…目先の利益を追うのではなく、まずは相手の喜ぶことを考える。ブラボー!!ブラボー!!

816年に創建された醍醐寺は秀吉による「醍醐の花見」や京都最古の国宝五重塔で有名です。下醍醐、上醍醐と広大な敷地は世界遺産であり、国宝が2点、重要文化財が5点ありながらも観光客は少なく、仏像と真近に向き合えます。「歴史の巨人」と称される名刹は歴史をしっかりと調べて拝観すべしと肝に命じました。

「稲盛ライブラリー」は、稲盛和夫氏の人生哲学、経営哲学を中心に技術者、経営者としての足跡や様々な社会活動を展示し、稲盛氏の言葉や一筋に貫いてきた考え方に触れることで、京セラフィロソフィの真髄を理解してもらえるよう開設されました。8月24日、90歳で旅立った京セラ元会長、稲盛和夫氏は利他の精神や謙虚さを



「京都市京セラ美術館」に50年間のネーミングライツとして50億円の支援をされました。

日常から離れ、気づき、学び、感動、感謝、そして生かされている喜び、生きているありがたさに包まれた1泊2日でした。支えて下さった事務局に感謝申し上げます。

(女性部会長 杉原みち子)

青年部会 法人会公開セミナー

令和4年10月24日、メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎(伊勢崎市文化会館)大会議室にて法人会公開セミナーが開催されました。

今回の公開セミナーについては、臂徹氏を講師に迎え、「創造的復興とまちづくり～都市計画と会社経営者を両立する立場で考えること～」と題し、ご講演を頂きました。

冒頭、伊勢崎法人会下田副会長より、「日々、伊勢崎の将来のことを考えており、本日の内容に大変興味がある。役職抜きで一参加者として本日の講演を拝聴したいと思う。」とご挨拶を頂きました。

講演内容については、臂徹氏の経歴、現在の取り組み、伊勢崎の現状分析、対策という流れでご講演頂きました。

臂徹氏の経歴は、伊勢崎で生まれたのち、2016年オリンピック招致の為のプランニング(選手村の設計)に携わりますが、招致に落選。ただこれを、自分がやりたかったことを考え直すきっかけにし、制度設計の道を歩み始め、当時話題となった道州制についての検討会にも参加していた、と語られました。ただその後、政権交代があり、道州制が立ち消え、東日本大震災が発生し、人生の分岐点を迎えました。



東日本大震災の発生により、建設コンサルタント会社へ転職し、国交省の調査で岩手県へ赴き、復興計画案等を作成しました。復興計画案の作成にあたり、地域住民と関わる中で、復興を行うのは、為政者、設計者ではなく、地域住民と共にやる必要があることに気づき、「まちづくり」から「まち育て」、住民がどうやってまちづくりに携わっていけるかを考えるよう、考え方が変わっていった様です。また、復興とは、もとに戻すのではなく、新しい形を考えることであり、今より少し先の未来を見据え、ここでしかできない事を行うことであると語っていました。

現在では岩手県大船渡市等で、市街地の再生、子供を遊ばせながら仕事をするオフィスの設計、道の駅、まちなかりノベ物件の運営等を行っており、それらを通してまちづくり、まち育てを行っているということです。

以上の経緯の上で玉村町、伊勢崎市の都市計画を見たとき、玉村町は積み上げ型であり、無理をしない、時流

に合わせた用途指定をしているとのことでした。伊勢崎市については都市計画が失敗しており、住居、商業施設のバランスが悪く混在している、とのことで、手を入れる必要があるとのことでした。

臂徹氏は今後についても自分にしかできない事を考え、これからも伊勢崎の為になることをやって行きたいと、力強く仰っていただきました。

(青年部会副部会長 矢尾 明彦)

青年部会 「第35回あずま産業祭」参加報告

11月3日(木)文化の日 「あずま運動公園」にて開催され、伊勢崎法人会青年部会で初参加となった。以前は、市民交流まつりに参加をしていたが、コロナ禍で中止が続いたのと関係団体の撤退等があり青年部会として各地区の産業祭参加へと舵を切り今回の参加となった。

3年ぶりの開催とあって会場は多くの方で賑わい、ステージではあずま中の吹奏楽、あずま太鼓、マジックショーなどが披露され、大きな拍手も起こりました。本会青年部会は行政部門の位置づけで、法人会の活動パネルの展示と税金に関する小冊子、法人会PRグッズ等を500セット準備し、法人会のPRを行いました。



午後に入ると準備した500セットは残り100セット余りとなり終了時刻を待たずにPRグッズは終了となりました。

天候にも恵まれ、今回のイベントを通して法人会という団体は、「健全な経営、正しい納税、社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体であることを多くの市民の皆様知ってもらえたと思います。

最後に、参加してくれた部会員及び事務局職員、さらには本会青年部会の参加に当たりご尽力いただきましたあずま支所職員の皆様に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

(青年部会長 赤石 光裕)

企業の皆様 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
〔法人会 自主点検チェックシート〕と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以降終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、(表裏)に、(5)「社内監査」欄が新たに設けられました。



法人会 自主点検チェックシート（取組評価表）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。
まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」(裏面) 17.「加入経自等の状況」の欄には、法人会の会費である場合、法人会での役職名を記入することができます。



※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。
また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのスズメ」を配信中ですので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



一般社団法人 伊勢崎法人会

URL: <http://www.gunmei-iseki.jp/iseki/>

中退共 小企業退職金共済制度

(A 退職金制度導入型)
(事業主向け)



中退共制度は中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる、国の退職金制度です。

さらにわかりやすい！中退共制度についての詳しい情報は **ホームページへ！**



詳しい情報はホームページからご確認ください。
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-6955-8211



株式会社 伊勢崎法人会 伊勢崎法人会 伊勢崎法人会
小企業退職金共済制度 事業主向け



令和5年新年会開催のお知らせ

一般社団法人伊勢崎法人会新年会を次のとおり開催します。

- **日時:** 令和5年1月23日(月) 午後5時30分から
- **場所:** プラザ・アリア 喜多町147-1 電話25-0606
- **内容:** 伊勢崎税務署坪谷署長講演会及び懇親会
- **会費:** 3,000円

※会員多数のご参加をお待ちしております。
お申し込みは、同封の開催案内をご覧ください。
なお、申込は、1月13日(金) 必着で
お願いいたします。

第71回 親睦ゴルフコンペ成績

11月11日(金)玉村ゴルフ場(18hole・par72)において、第71回親睦ゴルフコンペは、ハーフコンペで開催しました。秋晴れの穏やかな陽気に恵まれ、参加者の皆さんはOUT・INとも7時56分、元気に次々とコースへと、青空の下でゴルフを満喫していました。今回も青年部会が「ダブル・コンペ」として参加。一般の部11人(うち青年部会7人)、シニアの部11人の計22人で行われました。上位入賞者は次のとおりです。(敬称略)

一般の部	優勝	多賀谷不二雄	G36	Net36.0
	準優勝	金谷 賢一	G48	Net37.2
	第3位	泉 宏彰	G47	Net37.4
	ベストスコア	多賀谷不二雄	G36	
シニアの部	優勝	栗原 俊夫	G43	Net35.8
	準優勝	浅貝 安彦	G47	Net36.2
	第3位	関口 隆雄	G47	Net36.2
	ベストスコア	栗原 俊夫	G43	
青年部会の部 (Wコンペ)	優勝	多賀谷不二雄	G36	Net36.0
	準優勝	天田 光俊	G41	Net36.2
	第3位	松村 大	G50	Net38.0
	ベストスコア	多賀谷不二雄	G36	



一般の部 優勝 多賀谷不二雄さん 18番ホールのティーショット

令和
4年度

これから
行事予定

月	日(曜日)	行 事	場 所
1月	17日(火)	広報委員会14:00	伊勢崎商工会議所
	21日(土)	公開セミナー14:00 (株)原田 専務取締役 原田節子氏	最高の一日
	23日(月)	令和5年新年会17:30 (税務署長講話及び懇親会)	プラザアリア
	24日(火)	決算期別説明会14:00	伊勢崎商工会議所
3月	4日(土)	生活習慣病健診9:00 ※別途送付の健診案内をご覧ください	伊勢崎商工会議所

Editor Column

コラム



「信州のトンネルを抜けると…そこには〇〇があった！」

信州のトンネルを抜けると…そこには(絶)景があった！

日本が世界に誇る白馬村

長野県北西部の北アルプス山麓に位置する、雄大や山々に囲まれた地。

1998年長野冬季オリンピックの会場となり、今日では世界中からウィンタースポーツを楽しむ多く

の方々が訪れる国際山岳リゾートです。

北アルプスの絶景が一望できる山頂テラスで、標高3000級の山々が連なる壮大な眺望を楽しもう。



北アルプス風景



プランコ



山頂テラスカフェ

山岳リゾートで一息、天然温泉、心も体もリフレッシュ！おすすめ絶景スポットの紹介でした。

(広報委員 北辰機材(株) 布施陽一郎)